

# 議会基本条例の論点と

## 5市(横須賀・多摩・会津若松・伊賀・朝来)比較

～ 議会基本条例検討ワーキンググループ報告 ～

### 目次

はじめに .....	2
1. 目的 .....	3
2. この条例の位置付け .....	4
3. 用語の定義 .....	5
4. 議会及び議員の責務 .....	6
5. 定例会の回数と会期等 .....	8
6. 市民と議会との関係 .....	9
7. 市議会と市長との関係 .....	14
8. 議員定数 .....	19
9. 議会の活動原則 .....	21
10. 委員会 .....	23
11. 議員の活動原則 .....	25
12. 会派 .....	27
13. 政治倫理 .....	28
14. 議決事件の追加 .....	29
15. 議員間討議 .....	30
16. 調査研究機関の設置 .....	32
17. 議員研修 .....	33
18. 広報広聴の充実 .....	34
19. 予算の確保 .....	36
20. 政務調査費 .....	37
21. 議会改革の推進 .....	39
22. 議員の身分及び待遇 .....	40
23. 議員報酬 .....	41
24. 議会事務局 .....	42
25. 議会図書室 .....	43
26. 継続的な検討・見直し .....	44
27. その他(5市比較で未記入分) .....	45

## はじめに

当ワーキンググループは、明石市議会活性化推進会議のメンバーのうち3名により構成され、議会基本条例の制定に向けた調査、検討を行いました。

平成23年10月から平成24年2月までに合計7回の検討会議を開催し、先進市町の議会基本条例の条文について、比較、検討を行い、論点等について話し合いを重ねてきました。

結果、条例制定の年次、人口規模、条例の特色等を勘案して、横須賀、多摩、会津若松、伊賀、朝来の5市に絞り込み、論点ごとに比較一覧として整理することとしました。論点は、目的、条例の位置付けから始まり、議会及び議員の責務、市民と議会の関係、議会と市長の関係、さらには、委員会、会派、政務調査費などにわたる計27項目としました。

### 【5市の特徴】

市	人口 (平成23年10月現在)	議員定数	条例制定年月
横須賀市	423,821人	41	平成22年6月
多摩市	144,766人	26	平成22年3月
会津若松市	125,822人	30	平成20年6月
伊賀市	94,923人	28	平成19年2月
朝来市	33,549人	20	平成21年3月

- ① 横須賀市、多摩市は、条例制定が比較的新しい。視察も行った。
- ② 会津若松市は、議会の政策決定の取り組みが先進的で、検討組織の構成員に公募市民や学識経験者が入っている。
- ③ 伊賀市は、議会報告会の取り組みが多くの自治体に影響を与えた。
- ④ 朝来市は、議会基本条例の制定が兵庫県下で最初である。

# 1. 目的

明石市議会基本条例は目的の条項で明石市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）や明石市議会議員政治倫理条例（以下「政治倫理条例」という。）との整合性を図る。

横須賀	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>
多摩	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、二元代表制のもと、市民及び市長と議会の関係、議会活動の基本原則を定めることにより、多摩市自治基本条例（平成16年多摩市条例第1号）第8条に規定されている市の意思決定機関である議会が、市民の負託に応えることによって、市民福祉の向上に寄与することを目的とします。</p>
会津若松	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>
伊賀	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、議会運営及び議員に係る基本事項を定め、議会及び議員の活動により、“ひとが輝く、地域が輝く”伊賀のゆたかなまちづくりを実現することを目的とする。</p>
朝来	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方分権時代にふさわしい、議会が担うべき役割を果たすための基本的事項を定めることにより、議会をより活性化し、市民の負託に応えることを目的とする。</p>

## 2. この条例の位置付け

多摩市、朝来市、伊賀市、横須賀市が最高規範として位置づけており、会津若松市は議員活動の基盤として規定している。

横須賀	(この条例の位置付け) 第2条 この条例は、議会の最高規範的位置付けを有し、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例の理念を反映させ、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。
多摩	(他の条例等との関係) 第24条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会における最高規範です。 2 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例に反してはなりません。
会津若松	(前文) 会津若松市議会及び構成員である議員が活動していくに当たって、最も根幹となる支柱として、また、そのよって立つ基盤として、この条例を制定する。
伊賀	(最高規範性) 第22条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。
朝来	(最高規範性) 第21条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に關係する他の条例、規則、告示等を制定してはならない。

### 3. 用語の定義

用語の定義を入れるかどうか。自治基本条例、政治倫理条例の主旨にそっている  
ので、あえて入れる必要があるかどうか検討するべきである。

横須賀	規定なし
多摩	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。</p> <p>(2) 市長等 市長並びに教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の長並びに監査委員をいいます。</p> <p>(3) 委員会 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいいます。</p> <p>(4) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。</p> <p>(5) 請願 地方自治法（昭和22年法律第67号）第124条に規定する請願をいいます。</p> <p>(6) 陳情 多摩市議会会議規則（昭和47年多摩市議会規則第3号）第139条に規定する陳情をいいます。</p>
会津若松	規定なし
伊賀	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。</p> <p>(2) 市 市長を代表者とする基礎的自治体としての伊賀市をいう。</p>
朝来	規定なし

## 4. 議会及び議員の責務

- ①会津若松市は、第8条で議決責任と市民への説明責任を明文化している。
- ②議会と議員の責務については、自治基本条例にうたっているのですが、条項としてはあげないで前文の文言としていれることも検討してはどうか。
- ③朝来市は議会並びに議員の責務と活動原則を同じ条文で規定している。

横須賀	<p>(議会及び議員の責務)</p> <p>第3条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければならない。</p>
多摩	<p>(前文) 一部抜粋</p> <p>私たちの多摩市は、地方自治体として、市民のよりよい暮らしと幸せを願い、運営されています。このため、多摩市自治基本条例を制定し、「市民」の権利と義務、「市議会」及び「市長」の権限と責務等を明確にしています。そのなかで「市議会」は、「市長」とともに市民の負託に応え、その権利を保障する責務を負っています。</p>
会津若松	<p>(議決責任等)</p> <p>第8条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。</p> <p>2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。</p> <p>(監視及び評価)</p> <p>第10条 議会は、市長等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。</p> <p>2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に対して市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。</p>
伊賀	<p>(前文) 一部抜粋</p> <p>伊賀市議会（以下「議会」という。）は、伊賀市民によって選ばれた議員（以下「議員」という。）で構成し、伊賀市の最高規範である伊賀市自治基本条例（平成16年伊賀市条例第293号）における議会の役割と責務に基づく市の意思決定機関であり、市民の福利のために活動するものである。</p>
朝来	<p>(議会の責務と活動原則)</p> <p>第2条 議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される意思決定機関であることを自覚し、次に掲げる事項により活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「市長等」という。）の市政運営を監</p>

	<p>視するとともに、公正性、透明性、信頼性を重視して、市民に関わられた議会を目指し活動すること。</p> <p>(2) 市民の多様な意見を把握して、必要な政策を自ら立案又は市長等に提案することにより、市民とともにまちづくりの活動に取り組むこと。</p> <p>(3) 市民に分かりやすい議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、朝来市議会委員会条例（平成 17 年朝来市条例第 239 号）、朝来市議会会議規則（平成 17 年朝来市議会規則第 1 号）及び議会内での申合せ事項を継続的に見直すこと。</p> <p>(4) 朝来市議会傍聴規則（平成 17 年朝来市議会規則第 2 号）に定める市民等の傍聴に関し、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、市民等の傍聴の意欲を高める議会運営に努めること。</p> <p>（議員の責務と活動原則）</p> <p>第 3 条 議員は、次に掲げる事項により活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 個別的事案を含め市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p> <p>(2) 市民の意見を的確に把握するとともに、政策立案及び政策提言能力の向上のため、不断の研さん及び調査研究に努め、市民の代表として誠実に職務を遂行すること。</p> <p>(3) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の討議を尊重し、推進すること。</p> <p>(4) 朝来市議会議員倫理条例（平成 17 年朝来市条例第 253 号）を遵守すること。</p>
--	---

## 5. 定例会の回数と会期等

- ①定例会の回数と会期については、通年議会を志向するのか、これまでの会期をもとにするか、議会運営委員会の議論が必要と思われる。
- ②調査した市の中ではあまり具体的な文言は少ない。横須賀市が具体的に規定している。

横須賀	<p>(定例会の回数と会期等)</p> <p>第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第102条第2項の規定により、条例で定める定例会の回数は、年4回とする。</p> <p>2 議会の会期及び運営等については、会議規則の定めるところによる。</p>
多摩	<p>(会期の弾力的運用)</p> <p>第11条 議長は、必要な会期を第17条第1項の規定による議会運営委員会に諮り、本会議において決定するものとします。</p> <p>2 議長は、前項に規定する会期の決定に当たっては、市長による専決処分が最少限になるよう努めるものとします。</p> <p>3 議長は、地方自治法第101条第2項の規定に基づく議会招集請求権を積極的に行使するよう努めなければなりません。</p>
会津若松	規定なし
伊賀	規定なし
朝来	規定なし



## 6. 市民と議会との関係

### (1) 開かれた議会、説明責任、市民参加、情報の共有化

- ①すべての会議は公開が原則である。「公開しない場合はその理由を明らかにしなければならない」と規定している。(4市) 朝来市は条例及び規則で定めるすべての会議を原則公開にしている。
- ②市民へ説明責任を果たすために、情報を発信し、情報の共有化を規定している。(5市)
- ③公聴会制度や参考人制度を活用し、議会の討議に反映させることを規定している。(朝来市、会津若松市、伊賀市)
- ④市民からの政策提案の機会の拡大を規定している。(横須賀市)
- ⑤多摩市がパブコメを入れているが、行政との重複や時間もかかる等の課題あり。

横須賀	<p>(情報の公開等)</p> <p>第11条 議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を積極的に市民に提供するものとする。</p> <p>2 議会は、すべての会議を原則として公開するものとする。</p> <p>3 議会は、議員研修会等を必要に応じて公開するものとする。</p> <p>4 会議及び議員研修会等の傍聴については、別に定める。</p> <p>(市民参加)</p> <p>第13条 議会は、市民との懇談会、議会報告会等の市民との意見交換会の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るものとする。</p> <p>(説明責任等)</p> <p>第14条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議会としての意思決定又は政策決定したときは、市民に対して説明する責任を有する。</p> <p>2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責任を有する。</p>
多摩	<p>(情報の共有と市民意識の把握)</p> <p>第5条 議会は、市民に対する説明責任を果たさなければなりません。</p> <p>2 議会は、原則としてすべての会議(議長等が正式に招集したものを言います。)を公開するものとし、あらかじめ市民に周知するよう努めなければなりません。なお、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければなりません。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させるため、次に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。</p> <p>(1) 議会報告会及び意見交換会の実施</p>

	<p>(2) パブリックコメントの実施</p> <p>(3) アンケート調査等の実施</p> <p>4 議会は、前項の規定による市民意見を把握するに当たっては、意見表明の機会を十分に活用できない市民の意見等も含め、市民全体の意向を把握するように努めなければなりません。</p>
会津若松	<p>(市民と議会との関係)</p> <p>第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則公開とする。</p> <p>3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2に規定する学識経験者等による専門的調査の活用並びに同法第109条第5項に規定する公聴会制度及び同条第6号に規定する参考人制度を活用して市民等の意見等を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、市民の多様な意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限に生かし、市民参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。</p>
伊賀	<p>(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第6条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とする。</p> <p>3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）にあっては、法第109条、第109条の2及び法第110条の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。</p>
朝来	<p>(市民参加と市民との協働)</p> <p>第6条 議会は、市民参加と市民協働の議会運営を行うため、情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たすとともに、次の各号に定める事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) 定例会及び臨時会のほか、議会に関する条例及び規則で定めるすべての会議を原則公開すること。</p> <p>(2) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、市民等の専門的又は政策的識</p>

	<p>見等を議会の討議に反映させること。</p> <p>(3) 市民からの請願及び陳情については、原則として政策提案と位置づけ、その審議においては、請願者及び陳情者の意見を聴く機会を設けるように努めること。</p> <p>(4) 市民等との意見交換の場を多様に設けて、市民が議会の活動に参加できるような方策を講ずること。</p> <p>(5) 重要な議案に対する各議案の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価がなされるよう情報の提供に努めること。</p> <p>(6) 議会活動について、市民と議員が自由に意見及び情報を交換する議会報告会を年1回以上、開催するよう努めること。</p> <p>(7) 会議録等の公開に際しては、市民等が可能な限り自由に情報を得ることができるような方策を講ずること。</p>
--	---

## (2) 請願及び陳情

- ①請願と陳情を「政策提案」として規定している。(横須賀市、多摩市、朝来市)
- ②請願者や陳情者が説明や意見陳述できる旨を規定している。(横須賀市、朝来市)
- ③議会へ市民の政策提案の提出を規定している。(多摩市)
- ④会津若松市、伊賀市は「請願及び陳情」の規定なし。
- ⑤明石市市民参画条例では、「市長への市民からの政策提言」を規定している。

横須賀	<p>(請願及び陳情)</p> <p>第12条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願者若しくは陳情者の求めに応じて、又は議会自ら、請願者又は陳情者が説明や意見陳述を行う場を設けることができる。</p> <p>2 請願及び陳情の取扱いについては、別に定める。</p>
多摩	<p>(市民からの政策提案等)</p> <p>第6条 議会は、市民等からの請願及び陳情を政策提案等として受け止め、適切、誠実にこれを審議又は委員会で審査するものとします。</p> <p>2 市民は、前項に規定するもののほか、議会に多摩市に関する政策提案等を提出できるものとし、議会は、政策提案等を所管する委員会を決定し、多摩市議会委員会条例(昭和47年多摩市条例第29号)の規定に基づき、適切、誠実にこれを審査しなければなりません。</p> <p>3 委員長は、委員会に諮り、必要に応じ、市民の発言を許可することができます。</p>
会津若松	規定なし

伊賀	規定なし
朝来	<p>(市民参加と市民との協働)</p> <p>第6条 議会は、市民参加と市民協働の議会運営を行うため、情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たすとともに、次の各号に定める事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) 定例会及び臨時会のほか、議会に関する条例及び規則で定めるすべての会議を原則公開すること。</p> <p>(2) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、市民等の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させること。</p> <p>(3) 市民からの請願及び陳情については、原則として政策提案と位置づけ、その審議においては、請願者及び陳情者の意見を聴く機会を設けるように努めること。</p> <p>(4) 市民等との意見交換の場を多様に設けて、市民が議会の活動に参加できるような方策を講ずること。</p> <p>(5) 重要な議案に対する各議案の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価がなされるよう情報の提供に努めること。</p> <p>(6) 議会活動について、市民と議員が自由に意見及び情報を交換する議会報告会を年1回以上、開催するよう努めること。</p> <p>(7) 会議録等の公開に際しては、市民等が可能な限り自由に情報を得ることができるような方策を講ずること。</p>

### (3) 議会報告会及び意見交換会の実施

- ①市民との意見交換にポイントを置いている。
- ②会津若松市は議会報告会の規定はないが、意見交換の場の設定を規定している。
- ③議会報告会の規定を別に定めている。また、政策討論会の開催を規定している。  
(伊賀市)
- ④市民との意見交換と合意形成のために、今後、どの地域で、年何回実施するのかの議論が必要。

横須賀	P. 7 (市民参加) 第13条を参照。
多摩	P. 7 (情報の共有と市民意識の把握) 第5条第3項第1号を参照。
会津若松	P. 8 (市民と議会との関係) 第5条第4項を参照。
伊賀	<p>(議会報告会)</p> <p>第7条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うも</p>

	のとする。 2 議会報告会に関することは、別に定める。
朝来	P.10（市民参加と市民との協働）第6条第6号を参照。

## 7. 市議会と市長との関係

### (1) 緊張感の保持ならびに二元代表制

- ①市長等との関係は、緊張関係の保持に努めると規定している。(4市)
- ②「二元代表制」を規定している。(横須賀市。多摩市は前文で)

横須賀	<p>(市長との関係)</p> <p>第15条 議会は、二元代表制のもと、市長と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市長とともに、市政の発展に努めなければならない。</p>
多摩	<p>(前文) 一部抜粋</p> <p>多摩市議会は、市民一人ひとりの信頼と協力を得ながら、憲法と地方自治法のもとでの二元代表制による多摩市の自治を推進し、不断の議会改革をすすめるため、市議会についての最高規範として、ここに「多摩市議会基本条例」を制定するものです。</p>
会津若松	<p>(市長等との関係の基本原則)</p> <p>第9条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助職員(以下「市長等」という。)との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。</p> <p>(1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。</p> <p>(2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。</p> <p>(3) 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。</p> <p>(4) 議会は、市長が提案する重要な政策については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。</p>
伊賀	<p>(議員と市長等執行機関との関係)</p> <p>第8条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。</p> <p>(1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。</p> <p>(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。</p> <p>(3) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書</p>

	により回答を求めるものとする。 (4) 議会は、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応及び経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。
朝来	(議会及び議員と市長等の関係) 第7条 議会審議における議員と市長等との関係は、常に緊張関係を保持し、活発な会議を目指さなければならない。 2 議会の質問は、市民に論点及び争点を明らかにするため、一問一答方式で行うものとする。 3 議会及び議員は、市長等に対して、議会の直接的政策形成、市長等の政策形成への提言、議事機関としての審議能力の向上を目指すために、資料の提出、情報の提供、研修協力を求めることができる。 4 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、議長は、市長等に文書により回答を求めるものとする。

## (2) 議員の質問・質疑及び一問一答方式、市長等の反問権

- ①一問一答の方式を規定している。(横須賀市、伊賀市、朝来市)
  - ②一問一答の方式で行うのは、論点及び争点を明確にするため。
  - ③「市民に論点及び争点を明確にするために」を規定している。(朝来市)
  - ④議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる」と規定している。(多摩市、会津若松市、伊賀市)
  - ⑤朝来市は反問権の規定がない。
  - ⑥質疑等の趣旨を確認するために発言をすることができる。(横須賀市)
  - ⑦議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。(4市)
  - ⑧反問権は、質問の趣旨・内容の確認、質問の背景・根拠の確認であり、政策水準の向上に向けた論点・争点を明確化させることが趣旨であるとの意見がある。
  - ⑨反問は、あくまでも議員の質問に対し、不明な点、趣旨、根拠等を問うもので、反論ではない。
- ※ ⑧と⑨は、反問権についての参考意見。

横須賀	(一問一答方式等) 第16条 議会の会議における質疑等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、対面による一問一答の方式で行うことができる。 2 議長から本会議又は委員会等に出席を要請された市長その他の者は、議長又は委員長の許可を得て、質疑等の趣旨を確認するための発言を
-----	---

	することができる。
多摩	(議員の質問・質疑及び市長等の反問) 第12条 議員は、定例会本会議において一般質問又は代表質問をすることができます。 2 市長等及び市長等から委任を受けた者は、議長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができます。 3 議員は、議長を通じて市長等に対し文書による質問を行うことができます。 4 市長等は、前項の規定による文書質問に対して、速やかに文書により答えなければなりません。 5 議員は、議案等についての論点を整理し、審査・審議を深めるために質疑を行うものとします。
会津若松	P.12 (市長等との関係の基本原則) 第9条第1号、第2号を参照。
伊賀	P.12 (議員と市長等執行機関との関係) 第8条第1号、第2号を参照。
朝来	P.12 (議会及び議員と市長等の関係) 第7条第2項を参照。

### (3) 議員の文書による質問

- ①議長を通じて、市長等に対して文書による質問を行うことができる。(会津若松市を除く4市で規定している。)
- ②速やかに文書により回答を求めるものとする規定している。
- ③回答は、全議員に通知する。市民に公表すると規定している。(横須賀市)

横須賀	(議員の文書による質問) 第18条 議員は、閉会中に議長と協議の上、市長等に対し、別に定める様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。 2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。 3 前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。
多摩	P.14 (議員の質問・質疑及び市長等の反問) 第12条第3項、第4項を参照。
会津若松	規定なし
伊賀	P.12 (議員と市長等執行機関との関係) 第8条第3号を参照。
朝来	P.12 (議会及び議員と市長等の関係) 第7条第4項を参照。



#### (4) 政策形成過程の説明

- ①政策形成過程の透明性を図るため、市長等に必要な情報提供を求める。
- ②市長等は、前項の情報提供の求めに対して、速やかに対応するよう努める。
- ③予算、決算における説明資料の作成についても、規定している。(伊賀市、朝来市)

横須賀	<p>(政策等の監視及び評価)</p> <p>第17条 市長等は、提案する重要な政策等について、審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、次に掲げる事項に関する必要な情報を明らかにしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 重要な政策等を必要とする背景</li> <li>(2) 検討した他の政策案等との比較検討</li> <li>(3) 総合計画における根拠又は位置付け</li> <li>(4) 関係法令及び条例等</li> <li>(5) 財源措置</li> </ul> <p>2 議会は、市長等が前項の規定に反する場合、必要な情報を明らかにするよう求めることができる。</p> <p>3 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議をするものとする。</p>
多摩	<p>(資料提供)</p> <p>第10条 議会は、政策形成過程の透明性を図るため、市長等に、必要な情報提供を求めることができます。</p> <p>2 市長等は、前項の情報提供の求めに対して、速やかに対応するよう努めるものとします。</p>
会津若松	規定なし
伊賀	<p>(議会審議における論点情報の形成)</p> <p>第9条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 政策の発生源</li> <li>(2) 提案に至るまでの経緯</li> <li>(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討</li> <li>(4) 市民参加の実施の有無とその内容</li> <li>(5) 総合計画との整合性</li> <li>(6) 財源措置</li> <li>(7) 将来にわたるコスト計算</li> </ul>

	<p>(予算及び決算における政策説明)</p> <p>第10条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長にもとめるものとする。</p>
朝来	<p>(市長による政策等の説明)</p> <p>第8条 議会は、市長が重要な政策、計画、施策、事業等を策定するときは、市長に対して、議会に報告をするとともに、議会の意見を聴くよう求めるものとする。</p> <p>2 議会は、市長からの政策提案の審議に当たっては、市長に対し、必要に応じて、会議録のほか、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 政策等の発生源</li> <li>(2) 提案に至るまでの経緯</li> <li>(3) 他の自治体の類似政策等との比較検討</li> <li>(4) 政策等策定に当たっての市民参画の有無とその内容</li> <li>(5) 朝来市自治基本条例（平成21年朝来市条例第2号）に規定する総合計画上の位置付け</li> <li>(6) 財源措置</li> <li>(7) 将来にわたる費用計算</li> </ol> <p>(予算及び決算における説明資料の作成)</p> <p>第9条 議会は、市長に対して、予算及び決算の審議に当たって、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。</p>

## 8. 議員定数

- ①議員定数は条項として入れるか。議会の統一見解をまとめることが急務。
- ②横須賀市は「市長の条例議案の提出権を制限するものと解してはならない」と規定している。他市では見受けられないもの。
- ③改正に当たっては、市民の意見を求めることと規定されている。

横須賀	<p>(議員定数)</p> <p>第5条 法第91条第1項の規定により、条例で定める議会の議員の定数は、41人とする。</p> <p>2 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、原則として議員が改正理由の説明を付して提案するものとする。</p> <p>3 前項の規定は、市長の条例議案の提出権を制限するものと解してはならない。</p>
多摩	<p>(議員定数)</p> <p>第22条 議員定数は、第3条に定める「議会の活動原則」に沿った、議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、多摩市議会議員定数条例(平成11年多摩市条例第41号)により定めるものとします。</p> <p>2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題、将来予想等を十分に考慮し、市民意見を聴取したうえで決定するものとします。</p>
会津若松	規定なし
伊賀	<p>(議員定数)</p> <p>第20条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。</p> <p>2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。</p> <p>3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。</p>
朝来	<p>(議員定数)</p> <p>第19条 議員の定数は、別に条例で定める。</p> <p>2 議員定数を定めた条例の改正は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提出するものとする。</p> <p>3 前項の規定に基づき、議員が当該条例の改正案を提出する場合は、第</p>

	15条第3項及び第4項に基づき、あらかじめ当該改正案を市民に公開して意見等を求めるよう努めなければならない。
--	--

## 9. 議会の活動原則

- ①議会の活動原則は自治基本条例と政治倫理条例との整合性を図る。
- ②明石市議会のあるべき姿に4項目あげているので参考にする。
- ③努力義務か責務かの表現に注意すること。明確に姿勢を示すことに努める。

横須賀	<p>(議会の活動原則)</p> <p>第6条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会であること。</p> <p>(2) 議案提出権、市長提出議案に対する修正動議の発議権等を議員が有することを踏まえて議決権を行使し、市政の運営に貢献すること。</p> <p>(3) 市民本位の立場から、市長等(市長その他の執行機関をいう。以下同じ。)により適正な市政運営が行われているかを監視し、さまざまな政策等が、適切に施行され、又は運用されているか常に検証を怠りなく行うこと。</p> <p>(4) 市民参加の機会の拡充を図り、市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。</p> <p>(5) 議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行うこと。</p>
多摩	<p>(議会の活動原則)</p> <p>第3条 議会は、議員の合議機関として、常に、公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき、活動しなければなりません。</p> <p>(1) 市長等に対し、適切な行政運営が行われているか監視し、評価すること。</p> <p>(2) 政策提案機能を積極的に活用できるようにすること。</p> <p>(3) 意思決定に当たって、議員間の自由闊達<sup>かつたつ</sup>な討議を通じて論点及び争点を明らかにし、合意形成を期すること。</p> <p>(4) 市民に開かれた議会運営に努め、多様な市民の参加を保障し、意見を反映すること。</p> <p>(5) 市民にわかりやすい議会運営に努めること。</p>
会津若松	<p>(議会の活動原則)</p> <p>第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。</p> <p>(2) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。</p> <p>(3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に</p>

	<p>努めること。</p> <p>(4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。</p> <p>(5) 議会運営は、市民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。</p>
伊賀	<p>(議会の活動原則)</p> <p>第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 公正性及び透明性等を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。</p> <p>(2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。</p> <p>(3) 市民にとって、分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。</p> <p>(4) 議会内での申し合わせ事項は、不断に見直しを行うこと。</p> <p>(5) 市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。</p>
朝来	P. 4 (議会の責務と活動の原則) 第2条を参照。

## 10. 委員会

- ①委員会については、横須賀だけでなく朝来市、会津若松市、その他多くの市で委員会条項を入れている。
- ②多摩市は、議会運営委員会及び代表者会議についても位置づけを明確にしている。

横須賀	<p>(委員会)</p> <p>第7条 議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するとともに、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、事案の専門性、特性等を考慮し、法第109条から第110条までに規定する委員会を適切に設置し、及び活用するものとする。</p> <p>2 前項の規定に基づき、議会に次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を置く。</p> <p>(1) 総務常任委員会</p> <p>(2) 生活環境常任委員会</p> <p>(3) 教育福祉常任委員会</p> <p>(4) 都市整備常任委員会</p> <p>(5) 予算決算常任委員会</p> <p>3 議会は、第1項の規定に基づき、必要に応じて議決により特別委員会を置くものとする。</p> <p>4 前2項の規定に基づく委員会の運営等については、別に条例で定める。</p>
多摩	<p>(委員会の運営)</p> <p>第15条 委員会は、所管にかかわる市政の課題について、市長提案の議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行うものとします。</p> <p>2 委員会は、その意思決定に当たり、市民等の意見聴取に努めるとともに、委員間の十分な討議を行うものとします。</p> <p>3 委員会は、市民等との情報共有及び意見の聴取のために、必要に応じて意見交換会等を行うように努めるものとします。</p> <p>4 委員長は、十分な討議を保障するため、公平公正な委員会運営を行うものとします。</p> <p>(議会運営委員会及び代表者会)</p> <p>第17条 議会は、議会運営のため、地方自治法第109条の2の規定に基づく議会運営委員会及び同法第100条第12項の規定に基づく協議・調整の場として、代表者会議を設置します。</p> <p>2 議会は、円滑な議会運営のために、必要に応じて代表者会議を活用す</p>

	ることができます。
会津若松	<p>(常任委員会)</p> <p>第14条 常任委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。</p>
伊賀	<p>(委員会の活動)</p> <p>第13条 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 委員長は委員会の秩序保持に努め、委員会報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。</p> <p>3 委員会は市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するため、出前講座を積極的に行うよう努めるものとする。</p>
朝来	<p>(委員会等の適切な運営)</p> <p>第12条 議会は、多様な行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会等の開催日数や時間数を増やすなど、積極的な運営により機動性を高めなければならない。</p>



## 11. 議員の活動原則

- ①議会の活動原則と同様である。
- ②多摩市においては、多摩市議会政治倫理条例にふれている。
- ③議員のあるべき姿に5項目あるので、これも参考にし、より具体的にすることを指す。
- ④努力義務か責務かの表現に注意すること。明確に姿勢を示すことに努める。

横須賀	<p>(議員の活動原則)</p> <p>第8条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。</li> <li>(2) 議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を自ら策定するため、議案を提出することを議員の重要な役割と捉え、積極的な調査研究活動を通じて市民の福祉と生活の向上に貢献すること。</li> <li>(3) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんにより、市民代表として、ふさわしい活動をする事。</li> </ul>
多摩	<p>(議員の活動原則)</p> <p>第4条 議員は、市民の代表として、次に掲げる原則に基づき、活動しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 議会における意思の表明に当たっては、独自の調査研究及び市民意見の聴取に努めること。</li> <li>(2) 議会が言論の府であること及び合議体であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んずること。</li> <li>(3) 市民の代表者としてふさわしい品位を保ち、多摩市議会政治倫理条例(平成8年多摩市条例第28号)を遵守すること。</li> <li>(4) 議会の構成員として一部の団体及び地域の代表者でなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</li> </ul>
会津若松	<p>(議員の活動原則)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。</li> <li>(2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動をする事。</li> <li>(3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</li> </ul>

伊賀	<p>(議員の活動原則)</p> <p>第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。</p> <p>(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。</p> <p>(3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福利の向上を目指して活動すること。</p>
朝来	P. 5 (議員の責務と活動原則) 第3条を参照。

## 12. 会派

①明石市議会は「会派について」の確認事項を設けている。

②会津若松市、伊賀市、朝来市は、簡単明確に示している。

横須賀	<p>(会派)</p> <p>第9条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。</p> <p>3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派と合意形成に努めるものとする。</p>
多摩	<p>(会派)</p> <p>第18条 議員は、会派を結成することができます。</p> <p>2 会派は、共通の理念をもつ政策立案を行うものであって、政策立案に資するための調査研究に努めなければなりません。</p> <p>3 議会は、議会運営に当たって、会派間の公平性を確保しなければなりません。</p>
会津若松	<p>(会派)</p> <p>第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成するものとする。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。</p> <p>3 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p> <p>4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。</p>
伊賀	<p>(会派)</p> <p>第5条 議会の会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。</p>
朝来	<p>(会派)</p> <p>第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p>

## 13. 政治倫理

議員の政治倫理については、政治倫理条例が既にあるが、活動原則に入れるのか。条立てするか検討する。

横須賀	(議員の政治倫理) 第10条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを深く自覚し、行動しなければならない。 2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。
多摩	P. 23 (議員の活動原則) 第4条第3号を参照。
会津若松	(議員の政治倫理) 第19条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、会津若松市議会議員政治倫理条例(平成20年会津若松市条例第20号)を遵守し、品位の保持に努めなければならない。
伊賀	(議員の政治倫理) 第19条 議員は、伊賀市議会議員政治倫理条例(平成17年伊賀市条例第93号)を規範とし、遵守しなければならない。
朝来	P. 5 (議員の責務と活動原則) 第3条第4号を参照。

## 14. 議決事件の追加

- ①横須賀市は第19条第2項で別の条例で定めるとしている。
- ②伊賀市は規定なし。朝来市は別条例を持っている。
- ③地方自治法では議決事件となっているが、基本条例では「事項」と表記している市がある。使い分けに意味があるのか検討すること。
- ④参考として、栗山町の議決事項は、総合計画、都市計画マスタープラン、住宅マスタープラン、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画。加東市は環境基本計画、教育振興基本計画、障害者基本計画・障害福祉計画、地域福祉計画まで入れている。これらを議決事項にすることで議会の存在価値は上がるが、能力と労力が大変に必要である。

横須賀	<p>(議決事件の追加)</p> <p>第19条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加を検討するものとする。</p> <p>2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。</p>
多摩	<p>(議決事項の追加)</p> <p>第8条 議会は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、法に定めるものを除き、必要な事項を議決事項として追加することができます。</p> <p>2 議会は前項の規定により議決事項を追加又は削除する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければなりません。</p>
会津若松	規定なし
伊賀	規定なし
朝来	<p>(法第96条第2項に規定する議決事項)</p> <p>第10条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項については、別に条例で定める。</p>

## 15. 議員間討議

- ①横須賀市は第20条、「議会の機能強化」の章で入れている、多摩市は第13条、「討議の原則」としている。
- ②自治基本条例では、議員相互の「自由討議」によって合意形成を図ると規定している。

横須賀	<p>(議員相互の討議の推進)</p> <p>第20条 議会は、委員会又は法第100条第12項に規定する協議又は調整の場(以下「委員会等」という。)における議案の審査等の際には、必要に応じて議員相互間の自由討議を推進するための場を設け、活発な議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。この場において、法第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求に基づき市長が付議した議案については、市民の意向を踏まえつつ、審査において特段の配慮をするものとする。</p> <p>2 前項の審査にあたっては、委員長等は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように委員会等を運営しなければならない。</p>
多摩	<p>(討議の原則)</p> <p>第13条 議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては議員間の公平で自由な議論を尽くすものとします。</p> <p>2 議会は、原則として委員会活動を中心に議員間討議を行うものとします。</p>
会津若松	<p>(議員間の討議による合意形成)</p> <p>第12条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。</p>
伊賀	<p>(議会の合意形成)</p> <p>第11条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長提出議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。</p>
朝来	<p>(討議の尊重)</p> <p>第11条 議会は、議員による討議の場であることを十分に認識し、議長</p>

	<p>は、議員相互の討論を中心に運営を行うものとする。</p> <p>2 議会は、議員提出議案、委員会提出議案、市長提出議案、市民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成に努めるものとする。</p> <p>3 議員は、議員相互の討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。</p>
--	--

## 16. 調査研究機関の設置

- ① 4市で調査研究と政策立案では内容が違うように思われるが、調査研究機関の設置を規定している。
- ② 会津若松市はこの条項がない。第16条で議員による研修及び調査研究とある。

横須賀	<p>(調査研究機関の設置)</p> <p>第21条 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議決により、専門的知見を有する者で構成する調査研究機関を設置することができる。</p> <p>2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関に議員を構成員として加えることができる。</p> <p>3 第1項の調査研究機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>
多摩	<p>(調査・政策立案)</p> <p>第14条 議会は、地方自治法第100条の2の規定に基づく学識経験を有する者等による調査を必要に応じて活用しなければなりません。</p> <p>2 委員会は、地方自治法第109条第5項及び第6項に規定する公聴会及び参考人制度を必要に応じて活用しなければなりません。</p> <p>3 議会は、政策立案に資するため、必要な調査、研修及び視察を行い、その結果を市民に公表、報告しなければなりません。</p> <p>4 議会は、審査、諮問又は調査のために必要な機関を設置することができます。</p>
会津若松	<p>(附属機関の設置)</p> <p>第7条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。</p>
伊賀	規定なし
朝来	<p>(調査機関の設置)</p> <p>第13条 議会は、議案等の審査及び調査に当たって、必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。</p> <p>2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えることができる。</p> <p>3 第1項の調査機関に関し、必要な事項は、別に定める。</p>



## 17. 議員研修

- ①横須賀市、会津若松市、伊賀市は「市民等との研修」と規定している。
- ②横須賀市は、「一般選挙を経た任期開始後速やかに議員研修を行わなければならない」と規定している。

横須賀	<p>(議員研修)</p> <p>第22条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする。</p> <p>2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、他の自治体の議会及び市民との議員研修会等を積極的に開催するものとする。</p> <p>3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、議員研修を行わなければならない。</p>
多摩	規定なし
会津若松	<p>(議会による研修)</p> <p>第15条 議会は、政策提言及び政策立案能力の向上を図るため、研修を実施する。</p> <p>2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。</p> <p>(議員による研修及び調査研究)</p> <p>第16条 議員は、政策提言及び政策立案能力の向上のため、研修及び調査研究に努めるものとする。</p>
伊賀	<p>(議員研修の充実強化)</p> <p>第15条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図る。</p> <p>2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との議員研修会を年1回以上開催するものとする。</p>
朝来	<p>(研修の充実強化)</p> <p>第14条 議会は、議員の審議能力、政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員の研修の充実強化に努めるものとする。</p>

## 18. 広報広聴の充実

- ①会津若松市は第6条で広報広聴委員会設置を規定している。当該委員会は市民との意見交換の取りまとめを所管している。
- ②伊賀市、朝来市は「情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用する」と規定している。

横須賀	<p>(広報広聴の充実)</p> <p>第23条 議会は、市政に係る情報を議会の視点から市民に対して提供するとともに、市民の意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について積極的に公表するよう努めるものとする。</p> <p>2 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。</p>
多摩	<p>(広報活動の充実)</p> <p>第7条 議会は、市民の知る権利を保障し、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう、多様な方法を用いて、広報活動の充実に努めるものとします。</p>
会津若松	<p>(広報広聴委員会)</p> <p>第6条 議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。</p>
伊賀	<p>(議会広報の充実)</p> <p>第18条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。</p> <p>3 議会は伊賀市ケーブルテレビ行政情報番組を通じ、議会の活動を市民に周知するよう努めるものとする。</p>
朝来	<p>(広報広聴活動の充実)</p> <p>第15条 議会は、議会活動に係る情報を市民に提供するため、議会広報を発行する。</p> <p>2 議会は、市ケーブルテレビを活用して、議会中継に取り組むとともに、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用した広報活動に努めるものとする。</p> <p>3 議会は、多様な市民の意見及び提案を把握するため、市民アンケート等の広聴活動の方策を講じるよう努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議員による重要な条例等の提出に当たっては、市民に情報を公開し、意見及び提案を求めるための必要な措置を講じるよう努めるも</p>

	のとする。
(参考) 宝塚	<p>(議会の広報及び広聴)</p> <p>第20条 議会は、議会広報、エフエム宝塚及びインターネット配信等多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心をもつよう議会広報活動に努める。</p> <p>2 議会は、市民の声を議会運営に反映するため、市民への広聴活動に努める。</p> <p>3 議会は、前2項に定める活動を行うため、広報広聴委員会を設置する。</p> <p>4 広報広聴委員会に関することは、別に議長が定める。</p>

## 19. 予算の確保

横須賀市、会津若松市は、議会の予算確保を規定している。

横須賀	(予算の確保) 第24条 市長は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会が議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ政務調査機能の充実を図るために必要な予算の確保に努めるものとする。
多摩	規定なし
会津若松	(予算の確保) 第21条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。
朝来	規定なし
伊賀	規定なし

## 20. 政務調査費

- ①明石市議会政務調査費の交付に関する条例は手続条例であり、説明責任等は盛り込まれていない。
- ②多摩市と朝来市の条例では、説明責任を規定しており、明石市も規定する必要があるかどうか検討。

横須賀	<p>(議員及び会派の積極的な政務調査活動)</p> <p>第25条 議員及び会派は、法第100条第14項の規定に基づき交付される政務調査費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。</p>
多摩	<p>(政務調査費)</p> <p>第19条 会派は、多摩市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年多摩市条例第1号)に基づき交付された政務調査費を活用して、議員の調査研究及び政策立案に資するものとし、その用途及び結果については、積極的に公開し説明責任を果たさなければなりません。</p>
会津若松	<p>(政務調査費)</p> <p>第20条 会派の代表者は、会津若松市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年会津若松市条例第1号)第2条の規定により調査研究に資するために政務調査費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その用途の透明性を確保するものとする。</p> <p>2 会派の代表者は、政務調査費の収支報告書について、自ら説明責任を果たすよう努めるものとする。</p>
伊賀	<p>(政務調査費の執行及び公開)</p> <p>第14条 議員は、政策立案又は提案を行うため、並びに調査及び研究に資するために交付される政務調査費の執行に当たっては、伊賀市議会政務調査費の交付に関する条例(平成16年伊賀市条例第5号)を遵守しなければならない。</p> <p>2 政務調査費に関する書類の保管期限は、その支給を受けた日の属する年度から起算して5年間とし、議員はいつでも市民に閲覧可能な状態で保管しなければならない。</p> <p>3 議員は、市民から書面により、前項に規定する書類の閲覧請求があった場合は、速やかに閲覧させるものとする。ただし、伊賀市情報公開条例(平成16年伊賀市条例第15号)第7条第2号に規定する個人情報 は除く。</p>
朝来	<p>(政務調査費の執行及び説明責任)</p> <p>第16条 議員又は会派は、朝来市議会政務調査費の交付に関する条例(平成20年朝来市条例第33号)に基づいて交付される政務調査費を</p>

	<p>有効に活用し、政策提言等のための調査研究を積極的に行わなければならない。</p> <p>2 議員又は会派は、政務調査費の使途基準に従い、これを適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。</p>
--	---

## 21. 議会改革の推進

①横須賀市は、第26条で議会制度検討会を設置するとある。

②明石市議会として検討組織を常設するか検討。

横須賀	<p>(検討会の設置)</p> <p>第26条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会制度検討会を設置する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、議会は、議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があるときは、議決により、議員で構成する検討会を設置することができる。</p> <p>3 第1項の議会制度検討会及び前項の検討会に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>(交流及び連携の推進)</p> <p>第27条 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するものとする。</p>
多摩	規定なし
会津若松	規定なし
伊賀	規定なし
朝来	規定なし
参考 宝塚	<p>(議会改革検討委員会)</p> <p>第27条 議会は、議会改革の取り組みを検証し、継続させるため、議会改革検討委員会を置く。</p> <p>2 議会改革検討委員会は、議会の一般選挙が行われる3か月前までに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証する。</p> <p>3 議会は、前項による検証の結果に基づき、この条例の改正を含む適切な措置を講じる。</p>

## 22. 議員の身分及び待遇

①明文化されているのは、横須賀市のみ。

②伊賀市は、第9章「議員の政治倫理、身分及び待遇」で議員の政治倫理、議員定数、議員報酬について明記している。

横須賀	(議員の身分及び待遇) 第28条 議員の身分及び待遇の保障は、議会制度を維持する上で重要な要素であるため、議会はその報酬及び政務調査費について、常に市民の理解を得ることに努めるものとする。
-----	---



## 23. 議員報酬

- ①横須賀市は議員報酬等と規定し、政務調査費もこの項に該当する。
- ②決定の仕組みを明確にしたのは多摩市である。
- ③会津若松市は議員報酬の規定はない。

横須賀	<p>(議員報酬等)</p> <p>第29条 議員報酬及び政務調査費については、別に条例で定める。</p> <p>2 第5条第2項及び第3項の規定は、議員報酬及び政務調査費に係る条例改正議案の提出について準用する。</p>
多摩	<p>(議員報酬)</p> <p>第23条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年多摩市条例第10号)に定めるものとします。</p> <p>2 議員報酬の改正の決定に当たっては、多摩市特別職報酬等審議会条例(昭和43年多摩市条例第30号)第2条の規定に基づく審議会意見のほか、財政改革の視点、市政の現状及び課題、将来予測等を考慮し、市民の意見を十分に反映して決定するものとします。</p>
会津若松	規定なし
伊賀	<p>(議員報酬)</p> <p>第21条 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、市民の客観的な意見を参考に決定するものとする。</p> <p>2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、法第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。</p>
朝来	<p>(議員報酬)</p> <p>第20条 議員報酬は、別に条例で定める。</p> <p>2 議員報酬を定めた条例の改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合及び朝来市報酬等審議会の答申に基づき市長が提案する場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提出するものとする。</p> <p>3 前項の規定に基づき、議員が当該条例の改正案を提出する場合は、第15条第3項及び第4項に基づき、あらかじめ当該改正案を市民に公開して意見等を求めるよう努めなければならない。</p>

## 24. 議会事務局

5市とも、規定している。

横須賀	(議会事務局) 第30条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び政策法務の機能の充実を図るものとする。
多摩	(議会事務局) 第20条 議会は、議長の統理する事務を遂行するため、地方自治法第138条第2項の規定により、議会事務局を設置します。 2 議会事務局は、前項によるもののほか、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割を担うものとします。
会津若松	(議会事務局) 第18条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。
伊賀	(議会事務局の体制整備) 第16条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努める。
朝来	(議会事務局の体制整備) 第18条 議会は、政策形成及び立案並びに議事機関としての審議を補助させるため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

## 25. 議会図書室

多摩市だけが行政資料室との連携を規定している。

横須賀	(議会図書室) 第31条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。
多摩	(議会図書室) 第21条 議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとします。 2 議会は、議会図書室の活用にあたっては、市が設置する行政資料室との連携を図るものとします。
会津若松	(議会図書室) 第17条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。
伊賀	(議会図書室の利用) 第17条 議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。
朝来	(議会図書室の設置) 第17条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実と機能強化に努め、その有効活用を図るものとする。

## 26. 継続的な検討・見直し

- ① 5市とも、条例の継続的な検討・見直し・見直し手続きなどの規定がある。  
 ② 自治基本条例では、条例の検証及び見直しと規定している。

横須賀	<p>(継続的な検討)</p> <p>第32条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 議会在、この条例を改正しようとするときは、常に本会議において改正の理由を説明しなければならない。</p>
多摩	<p>(条例の見直し等)</p> <p>第25条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証するものとします。</p> <p>2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとします。</p>
会津若松	<p>(継続的な検討)</p> <p>第22条 この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 議会在、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において改正の理由を説明しなければならない。</p>
伊賀	<p>(見直し手続き)</p> <p>第23条 議会在、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。</p> <p>2 議会在、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。</p> <p>3 議会在、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。</p>
朝来	<p>(見直し手続き)</p> <p>第22条 議会在、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、市民に明らかにしなければならない。</p> <p>2 議会在、前項の検証の結果、必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。</p>

## 27. その他（5市比較で未記入分）

多摩	<p>（決算・予算の連動）</p> <p>第9条 議会は、決算審査に当たって、市長等が執行した事業等の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行わなければなりません。</p> <p>2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価を、市長に明確に示さなければなりません。</p> <p>3 市長は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めなければなりません。</p> <p>（議長及び副議長）</p> <p>第16条 議長は、議会を代表し、議会の秩序保持、議事の整理、議会事務を統理し、公平公正な議会運営に努めなければなりません。</p> <p>2 議長は、議会全体の代表者として、中立性のある活動を行うものとします。</p> <p>3 議長及び副議長は、別に定める規定により議員による選挙で選ばなければなりません。</p> <p>4 副議長は、議長に事故あるとき又は議長が欠けたとき、議長の職務を行うとともに、議長を補佐します。</p>
会津若松	<p>（政策立案、政策提案及び政策提言）</p> <p>第11条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行う。</p> <p>（政策討論会）</p> <p>第13条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。</p>
伊賀	<p>（政策討論会）</p> <p>第12条 市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会として共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催する。</p> <p>2 政策討論会に関することは、別に定める。</p>
朝来	<p>（一般会議）</p> <p>第4条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と議員が自由に意見及び情報を交換する一般会議を開催することができる。</p> <p>2 議会は、市長等との間においても一般会議を開催することができる。</p> <p>3 一般会議は議長が、主催する。</p> <p>4 一般会議の運営に関しては、別に定める。</p>